

令和6年8月5日

東京建物株式会社
代表取締役 野村 均 様

相模原市長 本村 賢太郎

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市意見について（通知）

令和5年12月28日付けで届出のあった大規模小売店舗の新設について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：（仮称）小田急相模原NSCプロジェクト

所在地：相模原市南区南台三丁目4825番7

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

意見を有しない。

ただし、以下については附帯事項とする。

附帯事項

- ・駐車場の出入口等に警備員を配置するなどして、周辺の交通環境や安全に配慮してください。また、店舗に面している道路に渋滞が発生しないよう対策を講じてください。
- ・開店後、周辺の交通環境や安全面、騒音の発生等によって生活環境に問題が生じた場合は関係機関・地元自治会等と協議の上、必要な対策を講じてください。

3 その他

届出にあった大規模小売店舗については、法第10条及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」に基づき、適正な維持及び運営に努めていただくようお願いします。

以 上

環境経済局産業支援・雇用対策課
電話：042-769-9255（直通）